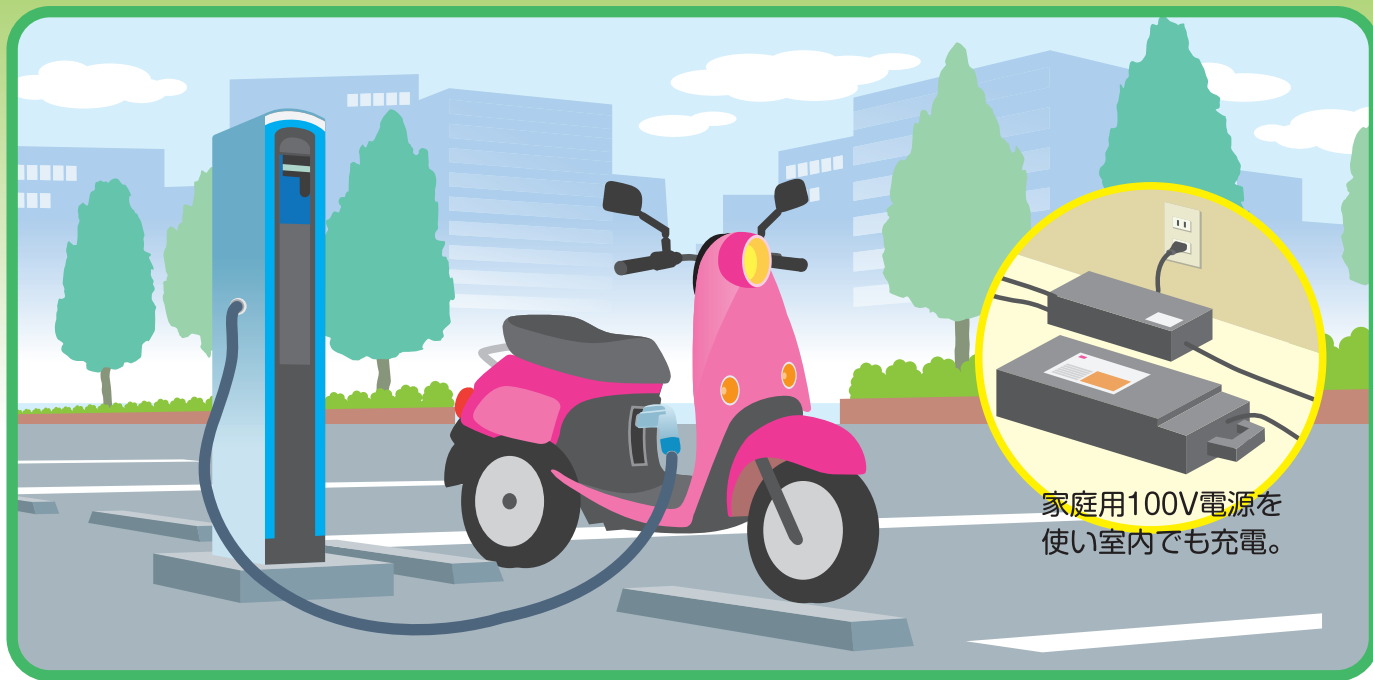


助成制度のご案内

電動バイクの普及促進事業

環境性能の高い電動バイクの導入を支援します。



事業年度	平成30年度から令和4年度まで	助成対象者	電動バイクを購入した事業者及び個人
助成対象	平成30年4月1日以降(助成対象者が個人の場合は平成31年4月1日以降)に標識交付証明書等を取得した次の電動バイク (1) 側車付二輪自動車 (2) 第一種原動機付自転車 (3) 第二種原動機付自転車 ※1 搭載された電池(燃料電池を除く。)によって駆動される電動機のみを原動機とし内熱機関を併用していない車両であること。 ※2 型式認定を取得している車両であること。		
助成額等	助成対象経費: 車両本体価格と当該車両と同種同格のガソリン車両との価格差 助成金交付額: 助成対象経費から国補助金交付額を減じた額(車種により限度額あり)		

詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の手続きの手引きをご覧ください。

●お問合せ先



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)
都市エネ促進チーム

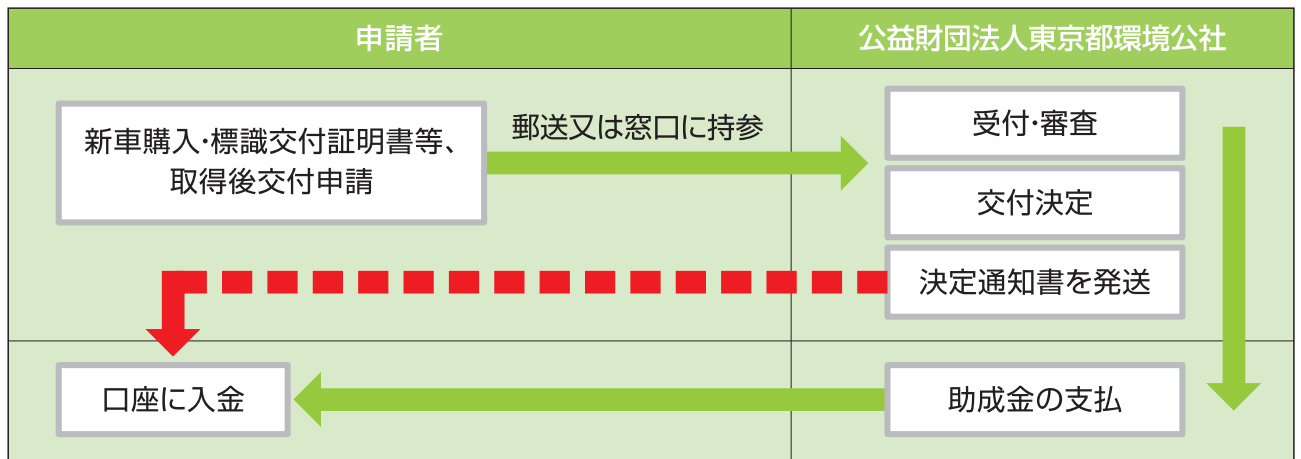
〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
TEL 03-5990-5068 FAX 03-6279-4697

URL https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始除く。)9:00～17:00(12:00～13:00を除く。)



申請手続き



助成対象者

- 1 助成対象車を購入した事業者及び個人
- 2 上記の者と助成対象車に係るリース契約を締結したリース事業者

助成対象電動バイク

- 1 初度登録された日(新車購入後に初めて発行される標識交付証明書又は軽自動車届出済証の発行日)が平成30年(2018年)4月1日以降の電動バイク(中古の輸入車を除く。)であること。
※助成対象者が個人の場合又は個人と助成対象車に係るリース契約を締結したリース事業者の場合にあっては、平成31年(2019年)4月1日以降に初度登録された電動バイクであること。
- 2 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、補助金の交付対象の車両となっていること。
- 3 都内に定置場又は使用の本拠の位置を有すること。

助成額等

- ・助成対象経費は車両本体価格から当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の車両本体価格(規程に基づき基礎額として算定される額)を減じた額です。ただし、消費税及び地方消費税は除きます。
- ・助成金の交付額は、助成対象経費から国補助金交付額を減じた額とします。
※国補助金及び区市町村の補助制度との併用申請可能
- ・助成対象車両はクール・ネット東京ホームページをご覧ください。
- ・車種によって限度額が異なります。

車種	限度額
側車付二輪自動車 第一種原動機付自転車	18万円/1台
第二種原動機付自転車	36万円/1台

受付締切

令和3年(2021年)3月31日(水)必着



登録番号 第32042号